

静岡県告示第278号の5

ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第395号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

別表1及び別表2を次のように改める。

別表1 可能性調査事業

- (1) ふじのくにフロンティア推進区域等（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）内における設備の導入に必要な計画の作成又は調査を行う場合

対象とする経費	補助率（額）
可能性調査事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 委託費 調査、分析及び基本設計の委託に係る経費 (2) 使用料 調査及び分析に必要な機器若しくは設備の借用又は外部の施設の利用に係る経費 (3) 謝金又は旅費 可能性調査事業に係る外部の専門家に対する謝金又は旅費 (4) その他の経費 (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める経費	左に掲げる経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とし、300万円を限度とする。

(注) 国が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助する事業の場合は、国からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。

- (2) (1)に該当しない場合

対象とする経費	補助率（額）
可能性調査事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 委託費 調査、分析及び基本設計の委託に係る経費 (2) 使用料 調査及び分析に必要な機器若しくは設備の借用又は外部の施設の利用に係る経費 (3) 謝金又は旅費 可能性調査事業に係る外部の専門家に対する謝金又は旅費 (4) その他の経費 (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める経費	左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、225万円を限度とする。

(注) 国が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助する事業の場合は、国からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。

別表2 設備導入事業

(1) ふじのくにフロンティア推進区域等内において、設備を導入する場合

補助の対象			補助率(額)	
導入する設備	規模の要件	対象とする経費		
バイオマス熱利用のための設備(知事が別に定めるものを除く。)		出力20キロワット相当以上1,000キロワット相当以下	導入する設備欄に掲げる設備の整備に要する経費のうち、次に掲げるもの	左に掲げる経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とし、3,000万円を限度とする。
バイオマス発電のための設備	メタン発酵ガス発電設備	出力20キロワット以上100キロワット以下	(1) 詳細設計費 事業に必要な機械装置等の設計に要する経費	左に掲げる経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とし、1億3,000万円を限度とする。
	木質バイオマス発電設備(知事が別に定めるものを除く。)	出力20キロワット以上1,000キロワット以下	(2) 機械装置等購入費 事業に必要な機械装置等の購入、製造、改修、据付け等に要する経費(土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。)	左に掲げる経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とし、1億3,000万円を限度とする。
	廃棄物発電設備		(3) 工事費 事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費(建屋の新築、増築等に係る経費を除く。)	左に掲げる経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とし、1億円を限度とする。
小水力発電のための設備		出力20キロワット以上200キロワット以下		左に掲げる経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とし、3,000万円を限度とする。
温泉熱利用のための設備	温泉熱ヒートポンプ利用のための設備	出力20キロワット相当以上		左に掲げる経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とし、500万円を限度とする。
	温泉熱直接利用のための設備			左に掲げる経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とし、200万円を限度とする。
温泉熱発電のための設備		出力20キロワット以上		左に掲げる経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とし、500万円を限度とする。

温泉付随ガス熱利用・発電のための設備	出力20キロワット相当以上	左に掲げる経費の合計額に3分の1を乗じて得た額以内とし、3,000万円を限度とする。
--------------------	---------------	--

(注) 国が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助する事業の場合は、国からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。

(2) (1)に該当しない場合

補助の対象			補助率(額)
導入する設備	規模の要件	対象とする経費	
バイオマス熱利用のための設備(知事が別に定めるものを除く。)	出力20キロワット相当以上1,000キロワット相当以下	導入する設備欄に掲げる設備の整備に要する経費のうち、次に掲げるもの	左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、2,250万円を限度とする。
バイオマス発電のための設備	メタン発酵ガス発電設備	(1) 詳細設計費 事業に必要な機械装置等の設計に要する経費	左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、9,750万円を限度とする。
	木質バイオマス発電設備(知事が別に定めるものを除く。)	(2) 機械装置等購入費 事業に必要な機械装置等の購入、製造、改修、据付け等に要する経費(土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。)	左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、9,750万円を限度とする。
	廃棄物発電設備	(3) 工事費 事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費(建屋の新築、増築等に係る経費を除く。)	左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、7,500万円を限度とする。
小水力発電のための設備	出力20キロワット以上200キロワット以下		左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、2,250万円を限度とする。
温泉熱利用のための設備	温泉熱ヒートポンプ利用のための設備		左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、375万円を限度とする。
	温泉熱直接利用のための設備		左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、150万円を限度とする。

			する。
温泉熱発電のための設備	出力20キロワット以上		左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、375万円を限度とする。
温泉付随ガス熱利用・発電のための設備	出力20キロワット相当以上		左に掲げる経費の合計額に4分の1を乗じて得た額以内とし、2,250万円を限度とする。

(注) 国が当該事業に係る経費について全部又は一部を補助する事業の場合は、国からの補助額を控除した額を対象とする経費とする。

**附 則**

この告示は、令和4年4月1日から施行する。